

コンプライアンス基本方針

三芳町は、社会からのさらなる信頼を獲得し、魅力ある町を創造していくための礎として、町政運営の理念及び指針となるコンプライアンス基本方針を次のとおり策定します。コンプライアンス条例に定める倫理原則及び行動原則とともに、これにより、三芳町のすべての組織に所属する職員が一体となって、コンプライアンスを構築する中でまちづくりを推進していきます。

1 コンプライアンス基本方針

私たち三芳町職員は、町民に信頼される行政運営を推進するため、法令や社会的規範の遵守のみならず、その背後にある町民の要請を鋭敏に探知し、創造的かつ主体的に職務を遂行します。また、これを達成していくため、次のとおり職員が意識すべき3つの心得を掲げ、職員一人ひとりが自ら意識改革を進めていきます。

- ① 私たち職員は、私利私欲を排し、社会の規範や礼儀を守って職務に精励します。
- ② 私たち職員は、何事にも誠実に全力を尽くし全身全霊で事に当たり、住民に対して、思いやりの心で接します。
- ③ 私たち職員は、当たり前のことや小さなことにもしっかりと取り組み、これを継続して職務に精励します。

2 倫理原則

- ① 職員は、全体の奉仕者であり、町民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等町民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公平かつ公正な職務の執行に当たらなければならない。
- ② 職員は、地方公務員としての自覚と品位を持ち、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- ③ 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から贈与を受けること等の町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

3 行動原則

- ① 職員は、地方公務員としての自らの使命や役割を自覚するとともに、基本方針を共通認識とし、高い目的意識をもって主体的かつ意欲的に職務を遂行しなければならない。
- ② 職員は、法令等を熟知し、適正かつ厳格に職務権限を行使するとともに、町民に対し、常にその業務内容を説明できるよう努めなければならない。
- ③ 職員は、法令等の解釈及び運用に当たっては、その目的及び趣旨を尊重しつつ、常に最新の判例、行政実例等の習得に努めながら、社会情勢、町民の要請等を反映した機動的な対応を心掛けなければならない。